

ブラジルでの食肉の不正事件について

Q1 ブラジルでの食肉の不正事件はどのようなものですか？

A1 ブラジル政府の発表によると、食肉検査の不正行為に関連して、ブラジル国内の 21 の処理・加工・製造施設が捜査対象とされました。

このうち 3 施設については操業停止措置がとられ、他の 18 施設についてはブラジル農務省の特別検査の対象となり、出荷停止措置がとられました。

なお、現時点では、ブラジルから輸入された鶏肉等の安全性への影響について、具体的な情報が得られていないため、ブラジル政府に対して詳細な情報の提供を求めています。

(注) 平成 27 年度のブラジルからの食肉、食肉製品の輸入実績は 43 万 7 千トン。うち 42 万 1 千トンが冷凍鶏肉。

(注) ブラジル国内の食肉処理施設は約 4800 施設が操業中とされている。

Q2 操業停止措置、特別検査の対象となった施設から鶏肉等の輸入はあったのですか？

A2 平成 25 年度以降に営業目的で輸入された食品の食品衛生法に基づく届出情報^(注)を確認したところ、操業停止措置がとられた 3 施設から鶏肉等の食品の輸入実績はありませんでした。

また、特別検査の対象となった 18 施設のうち、2 施設から直近の輸入実績が確認されました。1 施設から、鶏肉が平成 28 年度に 8 千 7 百トン、平成 27 年度に 8 千 9 百トン、また、他の 1 施設からは、はちみつとプロポリスが平成 27 年度に 7.3 トン（平成 28 年度は 0）輸入されていました。上記以外の 16 施設からの鶏肉等の輸入実績はありませんでした。

なお、これら 2 施設から輸入された鶏肉、はちみつ、プロポリスについては、輸入者に流通状況の調査を要請しています。

(注) 検疫所の輸入食品監視情報システムの検索結果

(参考) 鶏肉の年間総輸入量（平成 27 年度） 56 万トン

Q3 厚生労働省は輸入検査を強化しているのですか？

A3 捜査の対象となった 21 施設で処理・加工・製造された鶏肉、はちみつ、プロポリスなどの畜産食品について、3 月 21 日以降、輸入手続きを保留し、輸入を認めないこととしました。

また、21 施設以外のブラジル国内の施設で処理・加工・製造された畜産食品については、3 月 21 日以降、輸入時検査を強化し、貨物を留め置いて、検疫所の食品衛生監視員が衛生状態に異常がないか検査を実施するとともに、登録検査機関においてサルモネラ属菌などの検査を実施することとしました^(注)。

これらの対応については、今後のブラジル政府からの情報、輸入時の検査の結果等により、必要に応じ見直すこととしています。

(注) 食肉についてはサルモネラ属菌の検査、食肉製品についてはサルモネラ属菌、大腸菌群などの食肉製品の成分規格検査。

(参考) 「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」(平成 29 年 3 月 21 日)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000155988.pdf>